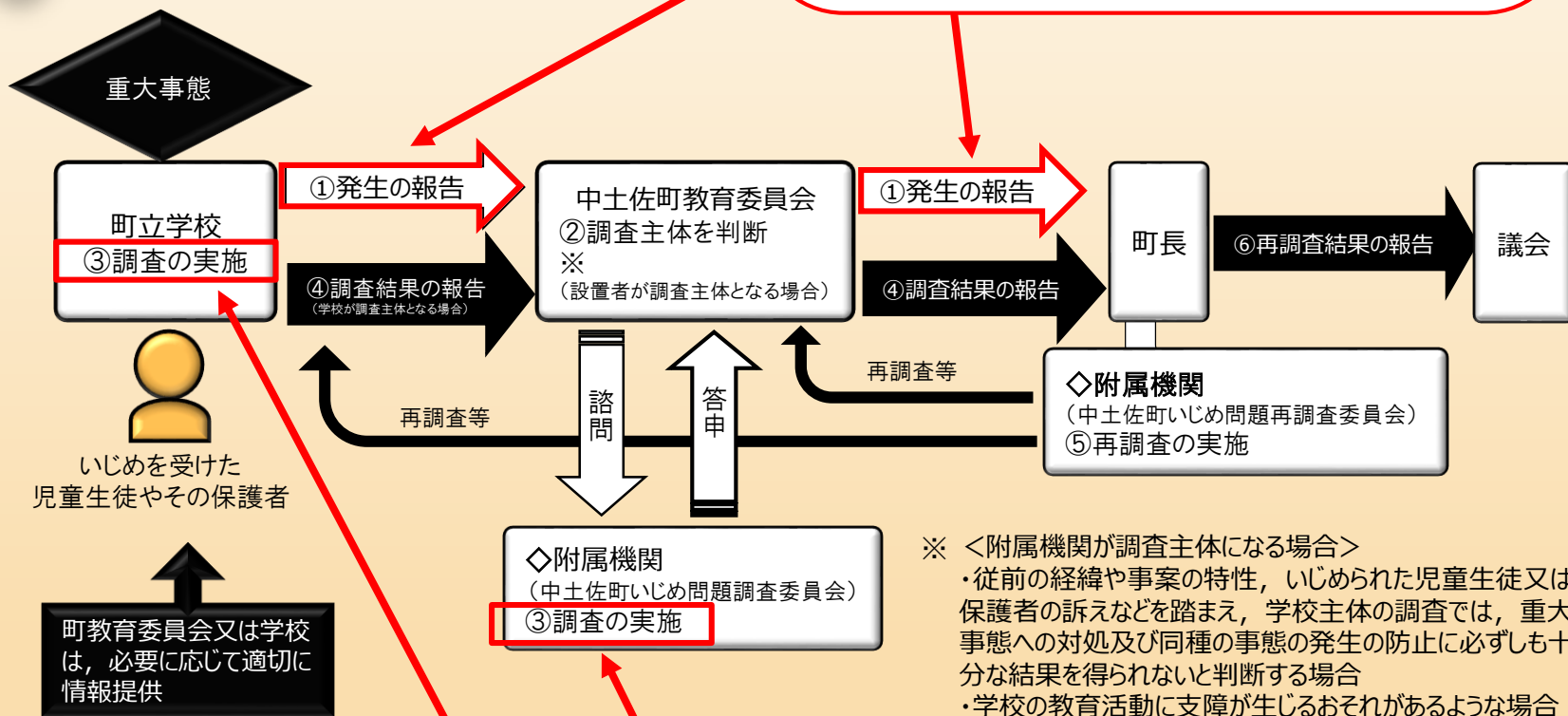


いじめの重大事態への対応について

平成29年3月 文部科学省 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより

● 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いがあると認める時）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている。（法第29条から第32条まで）（P 5）



※ <附属機関が調査主体になる場合>
・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

- ・被害児童生徒・保護者に、自発的・主体的に詳細な調査の実施を提案すること。
- ・被害児童生徒・保護者が、希望する場合は、調査の実施自体や、調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うなど、工夫しながら行うこと（P 2）。
- ・事前に調査内容、調査結果の提供等（6項目）についてを十分説明すること（P 8）。